

～被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます～

令和８年熊本地震義援金募金にご協力ください

令和８年７月２８日（火）に発生いたしました「令和８年熊本地震」は、被災地域の経済に深刻な影響を及ぼしております。全国の商工会議所は、被災地の復旧・再建を力強く支援するため、義援金募集を行います。

【義援金】 １口１万円とし、希望口数とします。

【募金期間】 令和８年８月２４日（月）～令和８年９月１８日（金）

【義援金の寄贈先・使途】

- ・日本商工会議所を通して、熊本県内の被災地区商工会議所・商工会議所連合会に寄贈いたします。
- ・義援金の使途は、寄贈先の商工会議所において ①被災事業者の事業再開 ②被災商工会議所の再建 ③観光回復に係る事業の目的のため活用します。

【申し受け方法】

①上田商工会議所 HP 記載の下記「申込フォーム」よりお申込みください。

<https://forms.gle/aWisJ1KGepLGJp4P8>

②下記「令和８年熊本地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ

～令和８年９月１８日（金）までに FAX にてご連絡ください。

ご応諾いただいた義援金につきましては、令和８年９月２８日（月）までに指定口座にお振込みください。振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。

領収書は、義援金振込の際の控えをもって、かえさせていただきます。

銀行振込先

口座：八十二長野銀行 上田支店 普通預金 No. 1207993

名義：上田商工会議所

【義援金の税制上の処理について】

・本義援金は、寄附金税制上「一般寄附金」の取り扱いとなります。

① 個人が義援金を支出する場合…所得控除はありません。

② 法人が義援金を支出する場合…損金算入限度額までが損金算入されます。

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。全額損金算入を希望される方は、上田市の場合、福祉課へお問合せください。

【周知方法等】

- ・上田商工会議所 １階事務所内にも募金箱を設置しておりますのでご協力をお願いいたします。
- ・募金活動状況や義援金募金者の事業所名、団体名につきまして、後日、「会報うえだ」に掲載させていただきます。

【問い合わせ先】 上田商工会議所 総務課 上田市大手 1-10-22 TEL0268-22-4500 FAX 0268-25-5577

「令和８年熊本地震義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振込みます。

1. 義援金額 口 万 円 (@ 1 口 1 万円)

2. 事業所名 代表者名

ご住所

TEL :

FAX :

3. 振込予定日 月 日

4. 会報への掲載有無 ☐ 掲載可 ☐ 掲載不可